

# 軽油の旧暫定税率廃止に伴う 販売事業者の手続きについて

軽油引取税の「当分の間税率(旧暫定税率)」が4月1日より廃止されることに伴い、石油販売事業者の皆様には所定の事務手続きが必要となります。軽油引取税を正しく取り扱うため、適切にご対応ください。

## 販売業者(\*)の皆様

(※)軽油引取税が課税された軽油を特約店や商社等から仕入れている石油販売事業者の方を指します。

3月中に旧税率<sup>(1)</sup>で仕入れた軽油の月末在庫を、4月から新税率<sup>(2)</sup>にて販売することにより生じる差額について、軽油仕入先から調整を受けることができます。

(1) 旧税率=32.1円/L (2) 新税率=15.0円/L

差額の調整を受けるためには、3月中の軽油の仕入・販売・在庫数量を管理および記録したうえで仕入先に報告する必要があります。報告は、3月末の在庫分を完売するまで4月以降も行います。

## 特別徴収義務者の皆様

軽油の委託販売契約を結んでいる販売先の販売・在庫数量等を管理するとともに、軽油引取税の3月分の申告納入数量については、3月中の販売数量から委託販売先の月末在庫分を除いた数量で申告納入を行います。

委託販売先に対して軽油代金を請求する際には、販売先の3月末在庫分にかかる旧暫定税率分の額<sup>(3)</sup>を差額調整してください。

(3) 在庫数量×(17.1円/L)

**詳細は全石連作成の「Q&A」をご覧ください。  
ホームページにて公開中です。**

石油広場

で検索してください



全国石油商業組合連合会

